

民間資金等活用事業推進委員会 第50回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第50回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：令和元年5月24日（金）14:56～16:30

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

出席者：【内閣府】片山大臣、田和統括官、石川審議官、坂本参事官、宇根企画官、阿部企画官、

【PFI推進委員会委員】石原委員長、根本委員長代理、上村委員、北詰委員、佐藤委員、柳川委員

1. 開 会

2. 議 事

- (1) PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）（案）について（計画部会報告）
- (2) 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル～公共施設の空調設備・更新等事業を例として～」について（事業推進部会報告）
- (3) 期間満了PFI事業の検証について（事業推進部会報告）
- (4) 民間資金等活用事業推進委員会、計画部会、事業推進部会の今後の進め方について

3. 閉 会

○坂本参事官 それでは、定刻より少し早いですけれども、ただいまから第50回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局である内閣府PPP/PFI推進室の参事官をしております坂本でございます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、定員9名のうち6名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

最初に、片山さつき地方創生担当大臣より御挨拶をいただきます。

○片山大臣 平素より、PPP/PFIの推進に大変な御尽力を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日が第50回民間資金等活用事業推進委員会に御出席いただき、御礼申し上げます。

地方創生も、まち・ひと・しごとの第2期の次の5年に向けて、ことしの基本方針の取りまとめが大詰めになってまいりましたけれども、言うまでもなく、地方創生が安倍内閣の重要政策の柱でございまして、どの地域も人口減少や財政逼迫に悩んでおります。

特に老朽化した公共施設、インフラの扱いが大きな課題になっておりまして、集約化に伴って、新設するとか大規模改修するとか管理運営に当たりまして、民間の資金や創意工夫、ノウハウを一層活用していただく必要があります。

こういった問題意識を踏まえまして、政府ではPPP/PFI推進アクションプランを策定して、コンセッションも含めてPPP/PFI事業の導入を推進してきておりまして、今後は各地域の官民相互の不慣れや理解の不足を解消することによって、導入を一層加速してまいりたいと考えております。

このため、昨年末に、実務家の方々によって構成されます地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会を新たに設置しまして、私自身も出席させていただいたのですが、大変御活発な御議論をいただいて、4月9日に提言をまとめていただいたところでございます。

また、去年11月とことし4月の経済財政諮問会議では、私は担当大臣といたしまして、安倍総理ほか担当閣僚や、柳川委員を含めた民間議員の皆様にも、PPP/PFI事業の現状と普及に向けた課題を御説明申し上げた経緯もございます。

各地域において、さらにPPP/PFIの導入を加速していくためには、地域のプラットフォームの設置、促進と地方創生推進交付金の活用促進を始めとした国によるさらなる支援と後押しが不可欠でございまして、きのうはプラットフォームができて、その協定の手交式を行いまして、北は北陸から南は沖縄まで、全部で21のプラットフォームができて、そこに協定の締結書をお渡しする手交式をきのう終えたばかりでございます。きょうの委員会ではこうした点も含めまして、アクションプランの改定案等について御審議、御議論をいただいて、来月予定しております、会長が安倍総理で全閣僚出席の民間資金等活用事業推進会議で決定をするという非常に大事なことになっております。

委員の皆様におかれましては、ぜひとも活発な、忌憚のない御意見をいただくことをお願い申し上げますとともに、今後とも、PPP/PFI事業の推進に御尽力を賜りますよう心から

お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○坂本参事官 ありがとうございます。

本日の資料についての御連絡でございます。

アクションプラン（案）改定のポイントという資料1-2の一枚物の資料以外の資料及び議事録は、アクションプランの改定後に公表とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、以後の議事につきましては、石原委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○石原委員長 ありがとうございます。

本日は片山大臣に御出席いただきまして、活発な議論をしたいと思っております。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、初めに、今、御紹介がございましたように、PPP/PFI推進のアクションプラン、令和元年の改定版ということで、新しい世代最初ということになりますけれども、それにつきまして、御審議をいただくことになっております。

なお、本案につきまして、大変御尽力いただきました柳川計画部会長、そして根本部会長代理におかれましては、それぞれ専門のお立場から、精力的に御議論いただきまして、取りまとめをいただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

まず、部会長でございます柳川委員から、冒頭の御挨拶をいただきまして、その後、事務局より資料の説明をお願いしたいと思います。

よろしくどうぞお願いいたします。

○柳川委員 柳川でございます。

計画部会では、このアクションプランの取りまとめをやってきたのですが、その前に、昨年度においてアクションプラン対象期間の前半5年間で終了しましたので、PPP/PFI推進アクションプラン前半期レビューということで、これを取りまとめまして、レビューの中では、アクションプランの3省の施策の柱ごとに進捗状況を点検するとともに、今後取り組むべき方向性について、長期的な視点で議論を行ってまいりました。

レビューの取りまとめに当たっては、地方公共団体の負担軽減やインセンティブの付与、案件形成に向けたプラットフォームによる支援強化などについて議論がなされたところでございます。

これらの議論を踏まえまして、アクションプランの改定についても審議を重ねまして、5月10日の第18回計画部会において、部会案として取りまとめたところでございます。

アクションプラン改定のポイントは、先ほど大臣のほうからお話があったところとかなり重なる部分があるのですが、1番目は、交付金事業等について、PPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大、2番目は、PPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化、3番目が、地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化、4番目が、キャ

ッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援／検討という4つがポイントでございます。

以下、中身の詳細については事務局のほうから御説明をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、宇根企画官より、中身の詳細について御説明をよろしく願いいたします。

○宇根企画官 企画官の宇根でございます。よろしく願いいたします。

私のほうからは、資料1-1から1-3に関連して御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1-1のPPP/PFI推進アクションプラン前半期レビューについては、ことし2月に計画部会にまとめていただいたのですが、その直後に、また委員の方々には個別に回って説明させていただきましたので、本日は資料の説明は割愛させていただきたいと思っております。

ただ、簡単にポイントだけ申し上げますと、基本的にアクションプランでは、事業規模で21兆円という10年間の目標を立てているのですが、そのうち前半の5年で14兆円の事業規模が積み上がっておりまして、事業としては順調に積み上がっている。

一方で、20万人未満の地方公共団体に着目しますと、PFIを実施したことがある自治体は10%程度ということで、順調と言いつつも、まだまだ頑張らなければならない分野があるという状況である。

そういう状況を踏まえながら、計画部会の中の議論で出てきたのは、先ほど柳川先生のお話もありましたけれども、導入可能性調査について自治体の負担軽減をしたり、インセンティブを与えるようなことをやっていかなければいけないねとか、あとは先ほど大臣の挨拶でも出ましたけれども、プラットフォームを使ってしっかり支援をしていかなければいけないねと。そういった議論をいただいて、このアクションプランの前半期レビューをまとめていただきました。

詳細については、またみていただければと思います。

以上で1-1の資料は終わらせていただきます。

次に、1-2が改定版のポイントで、1-3が本文になりますけれども、まず、資料1-2から説明させていただきたいと思っております。

先ほど柳川部会長のほうから御説明があったとおり、ポイントが4つあります。1点目は、①の導入可能性検討の要件化の事業の拡大でございます。

1つ目の●で書いてある分野について、新たに項目が追加になりました。今までは公営住宅、下水道、都市公園の3分野だったのですが、今後は、環境省所管の一般廃棄物処理施設、浄化槽といった分野についても、交付金を受け取る際には導入可能性検討が要件として義務づけられるということでございます。

その下の●に公営住宅のことも書いてありますが、これは既に一部要件化しているの

すけれども、その対象を広げるということでございます。

2つ目のPPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化も、地方自治体を応援していくにはプラットフォームを強化していかなければいけないということにして、先ほど大臣の御挨拶でもありましたけれども、ことし「PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度」を創設しまして、昨日、大臣にも御出席いただいて協定を結んだところなのですが、そういった支援制度なども活用して、しっかり支援を強化していかなければいけない。

特に、地方における取組が重要だろうということで、地域金融機関や商工会議所などとしっかり連携しながらやっていかなければいけないのではないかとということなどが議論されておりました。

3点目、地域創生に資するPPP/PFI事業の支援強化でございますが、こちらは一番下に※で書かれておりますけれども、ことし3月に国会に地域再生法の改正が提出されておまして、それに関連するものでございます。地域再生法の支援メニューの中に、対象として、民間資金等活用公共施設等整備事業というものが創設されまして、まさにPFIを対象として地方創生を支援していこうということで、項目として出てきましたということでございます。

具体的に法律事項としては、今までもPFI推進機構に御協力いただいて、地方公共団体等に支援をしていたのですが、その支援できる対象事業、今までは収益のある事業だけということだったので、サービス購入型などもPFI推進機構がコンサルティングできるということで、支援の範囲が拡大したということでございます。

また、このペーパーの下から2行目にありますが、地方創生推進交付金も活用して、財政的にもしっかり支援をしていこうということを計画の中にうたっております。

続きまして、裏面をごらんください。4つ目でございます。キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援／検討ということですが、具体的には、議論の中では道路や学校といったものが出てきておりましたが、そういったものに対しても、しっかりPPP/PFIを普及していく策を検討するとともに、各種支援施策で導入を支援していこうということでございます。

また、成果に応じて委託費を変動させる仕組、イメージとしてはアベイラビリティ・ペイメントが話題に出たりしますけれども、そういった海外の事例なども調査を行いながら、導入について検討していくということもあわせてやっていこうということが4つのポイントとなっております。

続きまして、資料1-3に移っていただいて、実際、こちらのほうはアクションプランの変更の本文になりますけれども、先ほどの4項目を中心に御説明しますと、まずは9ページをごらんください。1番上の⑥に導入検討を要件化した事業分野を書いておりますが、廃棄物処理施設や浄化槽といったものが追記されております。

続きまして、10ページをごらんください。⑫の4行目に書いてありますが、地方創生に資するプロジェクトとして、PPP/PFIの活用を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的

な取り組みについて、地方創生推進交付金により積極的に支援するという一方で、地方創生交付金による支援を積極的にやるということもここに書かせていただいております。

同じ10ページの下側の赤字のところはプラットフォームに関する記述で、地域のさまざまな事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上を図り、その能力を活用したPPP/PFI事業の形成を一層促進するという一方で、プラットフォームにより、地域のPPP/PFI事業をより支援していこうという趣旨が書かれております。

また、同じくプラットフォームに関することですが、11ページの①の項目の3行目ぐらいから見ていただきたいのですが、数値目標を定めております。PPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度から令和2年度の目標を200団体とする。また、地域プラットフォームに参画する地方公共団体数についても、平成30年度から令和2年度の目標を600団体とするということで、具体的な数値目標を立てて、取り組みをさらに加速していこうということで位置づけさせていただいております。

19ページをごらんください。一番上の④は、キャッシュフローを生み出しにくいインフラについて書かせていただいております。具体的には④の4行目の真ん中あたりから、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してということを書かせていただいておりますが、こちらはポイントと同じ記述を書かせていただいております。

⑤については、ポイントには書いていなかったのですが、計画部会の中で根本先生から特に御意見があったことですが、2行目の括弧書きの中で具体例を挙げていますけれども、運営権者が実施できる建築の範囲等について、今、運用の中で不明確な部分があるといった声があるとか、SPCの株式の流動化も必要があると言われて、なかなかできていないところもあるので、そういったことについても、しっかり検討して行って、必要に応じて措置を講じる必要があるのではないかとということに記載させていただいております。

あとは、主な点としては、同じページの「4. 集中取組方針」があるのですが、こちらが集中取組期間におけるコンセッションの事業件数の目標等を立てていたところなのですが、平成30年度で集中取組期間を終えたものが、水道と公営住宅、文教施設があったのですが、その中でも特に注目されている水道施設について説明しますと、22ページになります。見え消しがなくなって新しい文章のところですが、こちらのほうは、26年から30年度までで、目標については6件を達成した。ただし、これについては実施方針の策定までに達している案件はないので、引き続き、重点分野として確実に支援して行って、コンセッション事業の着実な導入促進を図るという趣旨のことを書かせていただいております。水道分野についてはいろいろ議論がありますけれども、引き続きしっかり支援してまいるとことを記載させていただいているところでございます。

ほかにもいろいろ変更点はございますが、主な変更項目としては以上となります。

私からの説明は以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問あるいは御意見等ございましたらお

受けたいと存じますが、いかがでございましょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 1点コメントと1点質問です。

コメントは、水道事業につきましては、残念ながら浜松市がドロップアウトしてしまっているのですが、なかなか実現にこぎつけていないのですけれども、上下水道のコンセッションを進めるのは国としてもかなり重要なポイントでありまして、今後、ぜひともこれを進めていっていただきたいということ。

それに当たっての環境整備として、一つ財務経営の見える化というのがちょっと出てきているのですが、現行、これが住民に見える化されていない。具体的に言うと、一般会計からの赤字補填が入りまくっているのです、公共料金が実際の財務コストを反映していないわけです。したがって、文脈からはずれるのであるけれども、国民健康保険の法定外繰入金の問題があって、これは今、解消しようとしている。それによって、保険料と医療費をちゃんと連動させようという動きがあるわけです。似たような問題として、これから更新投資もかかるわけですから、減価償却費なども積み上がっていくので、これをちゃんと反映する形で水道料金を設定していく。赤字補填をできるだけやめていくというスタンスはなければいけない。それがないと、なかなかコンセッションやPFIまで行かないかなと思います。

あと、広域化は県が主導したほうがいいのか、自治体の有志連合、一部事務組合とかがいいのかはわかりませんが、広域連携がないと、なかなかPFI、コンセッションの受け皿にはならないのかなと思いますので、この2点は、PFIを進めていく前提条件として、ぜひ整備していただければいいかと思います。

1つ質問なのですが、19ページのキャッシュフローを生まないインフラについて、すぐにぱっと浮かぶのは道路かなとは思いますが、道路と学校なのですかね。具体的にどのようなスキームを考えておられるのか。

例えば、アベイラビリティ・ペイメントの話が出ていましたけれども、ただ、あれは私が理解する限りサービス購入型の延長なので、何らかの収益、道路領域では最近、走行税などと言い出されていますけれども、道路料金的なものの徴収を前提にしたものと考えていいのか、あるいは、道の駅のような収益事業の併用みたいなことを考えているのか、具体的にどのようなスキームを考えられているのか、教えていただければと思います。

○石原委員長 一つは、見える化についての御意見と承ったかと思います。

赤字補填ということではなく、コストがいかになされるかということを中心に反映してほしいと。

それから、御質問としては、キャッシュフローを生みにくいインフラとは、具体的に何を考えておられるのかということですが、どうぞ。

○石川審議官 御質問のほうにお答えさせていただきます。

こちらキャッシュフローを生み出しにくいということで、具体的には、市町村が多く管

理している無料の一般道、生活道の管理を考えております。今、自治体の首長さんは職員が足りないということで、法定点検すら中々ままならないという中で、民間事業者にできるだけ任せたいという気持ちを持っています。

しかしながら、民間のほうもアドホックに管理してくれ、補修してくれといっても困るから、できるだけ広域的、包括的に長期で委託してほしいと。一種のPFI的な制度を入れてほしいということがあるのですが、地方公共団体においては、包括的民間委託と申しますけれども、毎年一定の委託費を差し上げる、そのかわり、包括的、長期にきちんと管理してほしいというのが、今は我孫子市あるいは東京都の府中市ぐらいでしかなくて、もっとこういうものを進めていく、非常に長期の必要があるならば、PFI手法がありますと、5年の債務負担行為が30年になるということもございますので、こういう例が、アメリカを中心に特に道路で多いということもあり、日本でもやっていくべきではないか。

さらに申しますと、コンセッションの場合は、PFI法には、収益を生み出す公共施設、つまり有料道路といったものにはコンセッションを設定できるけれども、収益を生まないいわゆる無料の道路などはコンセッションは設定できないとなっていますので、その是非などについても検討しなさいということだと理解しております。

○石原委員長 いかがでございましょうか。

○佐藤委員 キャッシュフローを生み出すというよりは、生み出さないものを前提に考えていくということですね。

○石原委員長 根本代理から。

○根本委員長代理 事務局に補足ですけれども、先生の御指摘は、サービス購入ではない場合を念頭に置いておられるということなので、そういう議論は当然してしまして、事業者が提供するサービスの質というか成果に応じて、サービス購入料を変えていくという成果連動型のフィーという従来とは違うものがあります。たとえば、道路であれば、道路の表面の性状がMCIが一定以上であればボーナスが出るとか、道路の渋滞の発生率が何パーセント以下であればボーナスが出るとか、そういうものと連動させることによって、インセンティブをより高めていくというところがポイントになってくるわけです。

○佐藤委員 一つマニアックな質問になってしまうのですが、道路の下に下水管などが入っているではないですか。これの管理はどうなるのですか。その部分は無関係なのですか。

でも、そうなってしまうと、下水管を管理する事業者は修繕のときに道路を掘りますね。そのあたりの整合性はどうなのですか。

○宇根企画官 済みません、正直申し上げて、まだそこまで突っ込んだ議論ができていません。今は包括委託の制度などがありますけれども、事業分野を超えた包括委託というのも可能性としてはあり得ると思います。

○佐藤委員 将来的に下のほうも管理することもあり得ると。

○宇根企画官 将来的にはあり得るかもしれませんが、今はそこまで議論が具体化

していないので、どうなるかは今はまだ不明です。

○根本委員長代理 たまたま私の専門分野なので、補足します。今やっているものは路面の下までは行っていないのですけれども、実は道路の陥没事故の原因の大半は下水道起因なので、そこまでやらないと問題は解決しないということで、今、先行的にやっているところは、道路下の空洞調査まで入れるという形で範囲を広げることも検討しています。

道路と一体的に下水道管そのものを対象にしている訳ではないですが、下水道起因の空洞までを調べるといところまでは技術的には来ているので、ケース・バイ・ケースで、一番包括の効果が出るような契約を各団体ごとに考えていく中で、当然、先生の御指摘のようなものが今後発生してくると思います。

○石原委員長 よろしゅうございますか。

地方自治体職員不足という話がありましたけれども、民間に委託した場合、むしろ民間も人不足が大きな問題になっているわけです。そこら辺の関係はどのようになるのですか。

○石川審議官 民間のほうも今、いっぱいいっぱい受けられないと。ただ、そこはまた根本先生にお願いしたいのですけれども、それでも我孫子市さんとか府中市さん、府中市さんは3年で包括民間委託をして、それを今度切りかえて、今は5年でやっているのです。現在その2年目ぐらいだと思います。うまくいっているので、すごく対象範囲を拡大いたしまして、それでかなり受けているSPCも、地元事業者、建設組合とか管工事の組合とかたくさん入っていますので、それでよければ10年にしたいので、10年にするとすると、PFI法にのっとらないとできないということで、そのときはぜひ検討したいということで、そこは人手不足ということよりも、長期包括で受けられるメリットのおかげで人を雇用できるとか、設備投資できるということがありますが、たしかにそういう民間委託が非常に増えてきますと、人不足という問題はあると思いますが、それ以上に、地方自治体の首長さんたちからは管理の人員がないという声をよく聞くところでございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかの御質問はいいかがでございましょうか。マニアックな質問でも結構でございませう。

○北詰委員 北詰です。

1点だけなのですが、10ページに、経験の少ない地方公共団体に対する支援ということで、例えば交付金のようなものであるとか、さらにプラットフォームで実際に情報交換するというようなスキームになっていると思うのですけれども、地方公共団体が地元で頑張っても、地元の企業といったところが応えてくれなければうまくいかないし、1回うまくいっても、その次が続かないということが当然出てきます。

地元の企業の特にそういった経験がない、あるいはいまだに大企業に自分たちの地域経済が吸い取られるのではないかとといった懸念のようなものに対して、そんなことはないのだよとか、あるいはこういうメリットがあるのだよということを明示するというのを、例えば地方公共団体に任せるのか、あるいは国のスキームの中で提示していくのか。こう

いったあたりを少し明確にしたほうがよいのかなと思ったのですが、今、それはどのような議論になっているのかについてお伺いいたします。

○石川審議官 お答えいたします。

まさに御指摘のとおりでございます。後ほど資料にも出てまいりますけれども、PFIは総務省と一緒に調査をいたしまして、公共施設等総合管理計画、個別施設計画も出てきましたから、今後5年間にどの程度の公共建築物やプラントの新設、建てかえ、大規模改修があるのかという質問をしたところ、あわせて800ぐらいあるのです。

当然、全部がPFIに馴染むかはわかりませんが、要するに、民間の知恵が生きるものと生きないものがございますので、ただ、自治体発注は年間40くらいなので、800分の40ということで、着実にふえてはいるのですけれども、進んでない理由は2つあると考えておりまして、一つは、自治体の職員が面倒くさがるということが非常に大きいです。

PFIの導入初期に、かなり大きなプロジェクトを全て域外の業者にとられてしまったということがあって、自治体や議会、地域の企業によっては、PFIで発注されたら困るという声もあるということも聞いております。

その辺の対策を県に任せるといっても、県も同じようなものですから、これは国がやっていかなければいけないということで、大臣の御挨拶にもありました地域プラットフォームといういわゆるブロックごとではなくて、都道府県単位で年3回ぐらい官民対話をするようなものを設けまして、そこに我々や専門家を派遣いたします。確かに民間企業にとっても、最初の受注は面倒くさいかもしれませんが、ほかの企業とコンソーシアムを組んで、企画提案書みたいなものをつくって出す。大変かもしれないですけれども、一度ちゃんと受注すれば、10年、20年という収益が得られるようなメリットも説明しまして、できるだけその周知に努めておりますし、自治体なども発注に当たってかなり地域貢献を重視しますということを明示することによって、我々の調べでは、コンセッションを除きですが、平成29年で41件、自治体発注のPFIがあるのですけれども、そのうちの90%は、SPCに地域の企業が構成企業または代表企業として入っているということで、着実に地域の企業は入ってきている。こういった事実もちゃんとオープンにして、決して手の届かないものではないということで、自治体にもできるだけ継続的にPFIを出していただくということで、まだまだ道のりは長いのですけれども、きちんと地域の企業の理解を求めてまいりたいと思っています。

○北詰委員 特に地域の企業が代表を務める例などというのはかなりおもしろいと思いますので、ぜひ普及していただければと思います。

ありがとうございました。

○石原委員長 地域にとってということは広報活動にもありますね。

どうぞ。

○上村委員 今回のアクションプランの改定版で、「地方創生」を付加してさらなる強化をして、地方創生推進交付金も使えるということで、かなり前進したと思います。先ほど

お話の中にありましたように、地方が不慣れであるとか、今お話にあった理解不足をなくしていくいろいろな支援ということなのですけれども、今までの政策も支援強化が続くのですが、支援強化に加えまして、ぜひ地方の実態を公表していくのも方法です。競ってこそ花というわけではありませんけれども、ある程度積極的にPPP/PFIの手法をとっているところと消極的なところが全国の中でまだいっぱいあると思います。各々プラットフォーム間でもいろいろ差が出てくると思うのです。今、進んでいる積極的なところ、余りまだ進んでいないところということを私は公表していく必要があるのではないかと思うのです。

というのは、これは先ほどの広報のことにもつながるのですが、成長戦略と財政戦略の両方に効いてくる道具としてのPPP/PFIを、市民や県民、府民、国民が、この政策はプラスになることなのだよねという認識が必要です。こういうことを積極的にやる地域なり行政なり首長さんなりというのは、そういうことに非常に興味を持って進めているのだということをもまず市民、県民、府民、国民にわかっていただくためにも、公表方法とか、自治体別に何かいい方法があればと思うのです。何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○石原委員長 今、進んでいるところは大きい。

○宇根企画官 御指摘ありがとうございます。

まだ十分とはいえないのですけれども、実はアクションプランの前半期レビューの20ページを見ていただきますと、地方公共団体のランキングということで、実施件数によるランキングを公表させていただいているところでございます。

これは件数だけということもありますし、自治体名だけということで、これで十分とは思っておりませんが、先ほど言われたとおり、皆さんが競い合うものになるような情報の公表や参考になる情報の公表については、こういうものも使いながら、より積極的にやっていきたいと思っております。

以上です。

○上村委員 ぜひ、どういう分野の具体的な案件のところもできれば公表して、ほかの都道府県や市町村が水平展開できるように、こんなところもPPP/PFIのできるのだということをも、プラットフォーム間なり自治体なりが参考になるような方式で、先ほど競ってこそと言ってしまったけれども、そういう部分もあるし、お勉強するところもあると思えますので、ぜひ水平展開していただきたいと思いますと思えます。

○石原委員長 競った上で、上位にランキングされたら何かインセンティブがあるとか、そういうのもあるのでしょうか。

○宇根企画官 今のところまだランキングを公表しているだけです。そういった御意見も、計画部会の中でもいただきましたので、検討させていただきたいと思えます。

○石原委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

地元の企業なりが取り残されてしまうのではないか。その懸念が、今お話があったよう

に、地方創生等も絡めまして、財政的なメリットというのは随分答えが出ていますけれども、それ以外に、地方創生に役立っているのだという声も大分出てきているというのが今回の発表で非常に印象的だったのですけれども、ぜひそれを大いにやっていただく。インセンティブになるようにお願いしたいと思います。

どうぞ。

○根本委員長代理 私からもコメントしたいのですけれども、今の地元の企業の参画については、初期のころは箱物、PFIという形で建設して終わりというパターンが多かったのが、維持管理や運営が大分入ってきている。当然、維持管理、運営というのは地元にしたほうが圧倒的に有利なので、必然的に競争力を持って参加できる。そういう意味では、包括委託というのはまさにそのとおりなのです。

なので、地元の企業を保護するというスタンスではなくて、地元の企業の競争力のあるところを生かせるような発注形態に変えていく。それによって競争を促していくということだろうと思うので、アクションプランの中でそこまで明示されていませんけれども、そういう方向性かなと思います。

それから、アクションプランの議論の補足として、18、19のところが一番いろいろ議論があったかなと思っておりまして、先ほど来出ているキャッシュフローを生み出しにくいインフラというのは、実はほとんどのインフラがそうなのです。逆に言うと、キャッシュフローを生み出せるインフラというのは、空港を除くと、上下水道と公営住宅ぐらいで、それも100%ではない。足りないわけです。なので、普通のインフラのことなので、今までの制度では普通のインフラに届いていないということですから、これは相当本腰を入れていかないといけないでしょうというのが19ページの話です。

それから、18ページの修正なしの黒で書いてあるところなのですが、これは我々の委員会のほうでもしっかりやっていなかったという反省を込めてなのですけれども、何と書いてあったかという、「国・地方公共団体が自ら資産を保有し、公共サービスを提供するという従来の手法以外の柔軟な手法」を検討しようということで、資産を持たない形態を考えていこうではないかということに記載してあります。

これは何かというと、人口が減少していく中で、バランスシートを重くするというのは逆方向の話であって、これは民間もそうなのですけれども、それはそうあってはならないだろうと思います。国や自治体が資産を持つ固定費型ではなく、人口が減るにつれて、費用も減っていくような変動費型のモデルを導入していかないといけないでしょうねということでありまして、例えば補助金なんかも、今、資産形成のほうに補助金が出る。いわば国債は建設国債しか出せないとか、地方債もそうなのですけれども、その発想自体が曲がり角に来ている。資産を持たなくても、豊かなサービスを提供するという形態こそ支援すべきであるとは私は思っているわけですが、そのようなことをしっかり議論していかなければいけないということで、改めてちゃんと記載をしたのです。これから重点項目として検討していければと思っております。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 先ほど府中市の話聞いていて、なるほどなと思ったのですが、場合によっては、期間を長くすれば包括民間委託から初めて、出口がPFIでもいいわけではないですか。なので、もしPFIは最初ハードルが高いのであれば、最初は包括民間委託から入ってもらって、そこで成功体験を積み重ねて、いいものだということを実感してもらって、そこから今度は次のステップでPFIと。

スキームを並列させていますけれども、導入はこちらから入って、最後はコンセッションを目指すみたいな感じで、段階を踏んで上がっていくというモデルがあると、自治体としても取っつきやすいのかなということ。

それから、人手不足の話が先ほどから出ていますけれども、実は地元の建設業者もみんな人手不足でありまして、彼らもある意味、自分たちの利権を抱え込んでいる割には自分たちが仕事ができないわけなので、実は地域プラットフォームというのは、いい意味で、業界を再編する機会にもなればいいなと個人的には思っています。

つまり、合併しろとまでは言いませんけれども、小さい土建会社同士がくっついて業務連携をすとか、PFIに限らず、一緒にこれから公共事業を発注していくとか、そういう業界再編成の場になってくれると、ある意味、活用の余地は広がるのかなと思いました。

○石原委員長 ただいまの御意見について、何かコメントはございますか。

○宇根企画官 佐藤先生を初め、皆さんからいろいろ有益な御示唆をいただいたので、今後の検討、支援施策の実施の中でしっかり意識していきたいと思えます。

○石原委員長 どうぞ。

○上村委員 今、出ましたキャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援は、例えばサービス購入費を行政が持って、BOTで最後にトランスファーする、最後に資産を移すという形で、その間、ずっとサービス購入型で行くということであれば、キャッシュフローを生み出さなくても、道路はわかりませんが、小学校なんかは十分建てかえだとかは可能だと思うのです。

そういうことを指すのではないのですか。私はそのように読みとっていたのです。

○石川審議官 これは、今ある公共施設の維持管理を委託するもので、これもPFI法の特定事業の対象に入っているということなので、何かをつくらせて事業費の運営をするということではなくて、民間に包括的に委託して、毎年委託費を支払う。それがサービス購入費ということになります。だから、所有権が変わるBOTとか、そういうものはございません。

○石原委員長 議案1について、ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○柳川委員 取りまとめをしたので、いろいろ御議論いただきありがとうございました。

多少、感想めいたことを、皆さんの御議論を伺って、ポイントを幾つかお話ししたいのですけれども、一つは、先ほど根本先生がおっしゃったような18ページのところに絡む発想を変えるということですね。建設国債でやると資産形成のところにはしか金が出せないというところから来る制約はいろいろなところに結局出てきていると思うので、ここを変えていく。そこは、こういう具体論から変えていくのか、大きな話から変えていくのか、両方の戦略があると思うのですけれども、そういうことから来る不自由さが一体どの辺にあるのかということのを洗い出していくことで、方向性は変えていけるのだと思うので、まさにPPP/PFIの実際の事例はそういうことがよく見えるところなので、この先、そこを少し掘り出していく必要があるのだろうということが1点目です。

2点目で、PPP/PFIは結局民間の資金と民間の知恵を活用するということになっているのですけれども、民間の知恵をぽっと持ってくればよかったような事案も初期にはあったわけですけれども、もう少し工夫をしないと民間の知恵がうまく回らないというところがあって、そのためには、民間の知恵がうまく高度になるような、ある程度、民間側に対する支援も必要だし、公共側の支援も必要だということが、今のところわかってきたところだと思うのです。

佐藤先生のコメントにもありましたけれども、今回のアクションプランの改定のところでは、地域プラットフォームの話であるとか、官の側、発注側と民の側も、なかなか事案がないとわからないというところもあるので、両方の知恵を生かしてもらうための知恵づけとか知恵の共有というところに力を入れていきたいということが結局の整備なのだろうと思います。

その上で、民間の知恵ということのをさらに生かしていくとすると、結局、単に左でやっていたことを民間が右でそのままやりますだけだと、財政的なプラスはあるのですけれども、トータルな経済全体としての付加価値はないわけなので、付加価値をどこかで生み出していく新たなことができなければいけなくて、先ほど事業再編みたいなことをおっしゃっていましたが、そういうものも一つの知恵の使い方だし、何かそういうものをふやしていく。

それから、人手不足の話も、結局こちらで使っていたものが単に名前が変わって、民間がやりますと。同じように人が必要ですというだけだと結局付加価値が足りないわけなので、アイデアが、民間に任せたことによって足りない人手をもうちょっと別の工夫でやっていきますよというところが出てきてこそ初めて民間の知恵なのだと思うのです。

なので、具体的に今回どこという話ではないのですけれども、そういうところも促していかなければいけないなど。

キャッシュフローの話も同じで、キャッシュフローを生み出せないのではなくて、キャッシュフローを生み出しにくいというところがポイントで、生み出しにくいのを所与としていろいろなスキームを組み立てるといえるのは、道路なんかはそんな感じなのだと思うのですけれども、生み出しにくいものを、生み出せるように民間の知恵を出していく。ざく

ざくということではないのですけれども、民間の知恵によってもう少しキャッシュフローを生み出していくようなところのアイデアも、例えば別の事業と組み合わせることによってキャッシュフローを得られるところがあると思うので、そのあたりをどのように支援していくかというのが大事なところで、最後ですけれども、そういうことを考えるに当たってはということで、部会のほうでも出てきた話は18、19ページのところなのですけれども、19ページの特に⑤のあたりの顕在化してきた課題と書いてあって、括弧の中に入っている建築の範囲とかSPCの株式の流動化とか、課題等というところに書いてあるものが内閣府の課題なので、自分で言って、自分に跳ね返ってくるような話であるのですけれども、このあたりを掘り下げていくのは大事なことかなと思っております。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

最後にまとめていただきましたので、以上で議案1については審議を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

大臣は御公務で退席されますが、その前に何か御感想等がございましたら。

○片山大臣 私は、東京以外では浜松にも事務所があるのですけれども、コンセッションを取り組もうとしたり、なかなか熱心なのですが、まだ企画官として役人をしていたときにPFIの概念が入ってきたときには、まだ霞が関自体が非常に不慣れで、懐疑的だったので。要するに、こういうものをどんどん入れると公共事業が減るのではないとか言われていましたが、今はこれだけ積極的に熟達していていることは、逆に言うとそれに20年かかったということかもしれません。

きのうのプラットフォームを見ていても、資金のファイナンスが大きいですから、北陸財務局がついてきていて、局長が金融危機のときに私が一緒に仕事をした人間ですけど、地銀や地銀の研究所が幾つか入ってやっているのですが、まさに業界再編なども含めて、彼らの仕事なのです。だから、彼らをもっと動かなければいけないし、逆に、それができないと生き残りはないと思うのです。

あと、閑空のときに、壊れたものの修理の責任が、誰が幾らなのかについて、最初はわからなかったのですが、契約をよく見ると、ふわっとは書いてあって、一定までがそうでどうだとか書いてあるのです。とにかく災害が多い国ですから、物が壊れた場合、誰が責任を負うかとかがきちんと詰まっているということが非常に重要で、水道などにもいろいろな誤解があるのですが、最終的に大規模震災、それも極めて強靱な震災が起きたときに、壊れたときにどうするか、誰がどうやって責任を持って、何をするかということは、設置主体である自治体がやるのですけれども、コンセッションにしてしまったら、それができないのではないかとといった議論も非常に多かったです。

ですから、うまく回り始めていて、万が一の保険ではないですけれども、リスク管理をどうするのかとか、責任や費用分担をどうするのかについて、より安心感を持てるように説明できると、もっと広がると思いますし、地域では、こういう仕事は極めて重要な仕事

になっていくので、私も心がけてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、これで大臣は御退席でございます。

○片山大臣 ありがとうございます。

(片山大臣退席)

○石原委員長 そういうことで、議案1につきましては、審議はこれまでといたしまして、本日、いろいろ御意見等がございました。本日の議論を踏まえまして、委員会としてのアクションプランの改定案の取りまとめといたしたいと存じます。

中身につきましては、委員長の私に御一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと存じます。

議事2と3でございますが、これはいずれも事業推進部会の報告でございます。したがって、部会長である根本委員より御挨拶をいただいた後、事務局から説明をお願いしたいと存じます。

よろしくどうぞ。

○根本委員長代理 根本でございます。

先ほど、大臣の御挨拶の中で、不慣れと理解の不足というキーワードをいただいて、そのとおりでありまして、最後にまた20年かかったという話もあって、20年かかってまだ不慣れなのかというのは相当深刻に考えなければいけなくて、そういう意味では、この委員会の責任は大きいのだろうなと思います。

そういう中で、そういう問題意識を持ちながら取り組んでいるわけですが、今回は2つの資料を成果としてお示ししたいということで、一つは簡易化マニュアルです。面倒くさいというのはまさにそのとおりでありまして、PFIは時間がかかるあるいは導入可能性調査に予算が必要であるということをもってPFIを導入しないというエクスキューズに使われる。

PFIでなく、PPPであればそれほど面倒でなくても良いはずなのですが、PFIでこれだけやるのだから、PFIでないものであっても同様のことをすべきであるという議論が日常的に行われていまして、結局、PPPをやりたいくない理由が山ほど出てくるという状況があります。これに対しては簡素化という流れしかないだろうなということで、以前にも簡易化マニュアルというのは出したのですけれども、さらに踏み込んで、特に数字の問題が出てくるバリュー・フォー・マネーのようなところをもっと簡単にして、PFIだから、PPPだから難しいとすること自体が、すでに公共事業と比べるとイコールフットィングではないので、できるだけ通常の業務と同じようにできるようにできるようなという趣旨で簡易化マニュアルをつくりま

した。

一番典型的なものとして、空調整備を例としておりますが、それだけにとどまらない幅広い応用を期待してつくったものであります。

もう一つは、期間満了ということで、さまざまな課題やメリット、成果、効果が出てきているわけですが、通常議論するときには、教科書的なこんなことがあり得るでしょうぐらいしか余り言えていないということで、実績を踏まえて、そういう説得力を持った議論をしていく必要があるだろうという趣旨でございます。PFIに関しては、期間満了の案件が大分出てまいりましたので、その成功、失敗も含めて、しっかりと検証しようという趣旨でございます。

事務局のほうからしっかりと御説明をお願いします。

○石原委員長 よろしくどうぞ。

○宇根企画官 企画官の宇根でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

まず、1つ目の資料2の簡易化マニュアルでございますが、1ページ目に「はじめに」のところでは先ほど根本先生に御説明いただいたような趣旨を書いております。

この中でも特にポイントなのが、3段落目になるのですが、本マニュアルでは、コンサルタントへ外部委託することの多い導入可能性調査を地方公共団体職員がみずから行うことが可能となる手法、VFM評価などを念頭に取りまとめられているということで、地方公共団体の方のお話を聞くと、導入可能性調査のところの予算の確保などといったことがいろいろ難しいという話があるので、このマニュアルを見れば、自分で導入可能性調査ができるということを実現できるようにということで、このマニュアルをつくらせていただいております。

対象は、1ページ目の下のところにフローを書いておりますけれども、この青点線で囲ってある導入可能性調査に焦点を当てて、マニュアルをつくらせていただいております

項目としては、1ページの左側の目次にありますけれども、ポイントは、基本的にはコンサルにお願いしない、かといって自分で計算するのは難しいので、「3. 民間事業者への意向調査」を中心に、いろいろやっ払いこう、評価に必要な情報を取り出ししていこうということでやらせていただいております。

詳細はともかくとして、もう一つのポイントとしては、根本先生からもあったVFMの検証ということで、目次でいう4ポツになりますけれども、7ページをごらんください。こちらは、外部委託をするのが通常なのですけれども、このマニュアルでは方法を2つ提示させていただいております。1つ目は民間事業者へのヒアリングにより、財政負担軽減効果が期待されることが確認できればもうVFMはあるということで評価していいのではないかとということ。

方法2ということで、類似事例を参照し、財政負担軽減効果が見込まれることを確認する。過去の事例を見て、VFMが大体出ていれば大丈夫なのではないかといったことで、わざわざ外注しなくても、地方公共団体の方々がVFMの有無を確認できるのではないかとこと

とが簡易に評価できるのではないかというのがこのマニュアルのポイントでございます。

あとは、詳細な評価項目などがありますけれども、9ページ以降に、実際の検討結果をどうまとめるかという様式を具体的につくって、あとは中の評価についても典型的な例を示して、自治体の方がヒアリングをして、この中を埋めていけば、基本的には評価できるだろうという形でマニュアルをまとめさせていただいております。

こちらが簡易マニュアルの概要でございます。

続きまして、資料3「期間満了PFI事業の検証」についてでございますが、こちらはアクションプランでもしっかりやるべきということで、昨年度位置づけられて、その取り組みの一つとしてやっておりまして、まだ中間取りまとめの段階ですけれども、まずはアンケートをやってみたので、その結果について取りまとめたものです。

3ページ目に、アンケートの概要を書いておりますが、まずは調査対象と回収率ですけれども、対象は、期間を満了している事業と、それだけだともう担当職員がいないかもしれないので、平成31年度末までに期間満了間際ものも含めてアンケートを行っております。合計で122事業を対象に行っております。

回収率は96%ということで、大変高い回収率になっております。

実際聞いたことは何かというのがこのページの一番下に調査項目と書いてありますけれども、柱だけ書いてありますが、事業効果についてと、2つ目は事業期間中の問題及び対策はどのようなものがありましたか。3つ目は次期事業に向けた検討。次期事業をPFIでやったのか、従来方式に戻ってしまったのかとか、そういう視点でアンケートをしてみました。

5ページを見ていただきたいのですが、実際にアンケートが返ってきた事業は、どのような種類のものなのかというのをここにまとめておりますが、結果としては、上の2つ、宿舎・公営住宅、学校・研究機関で122事業のうち半分以上、80事業ぐらいなのです。どうしても終わったPFI事業ということなので、初期のころは箱物の整備が多くて、事業の分野についてはかなり偏りがある結果になっているというのを認識した上で、今後の結果について見ていただきたいと思います。

続きまして、9ページ目になります。まずは事業の効果について、皆さんどう感じているらっしゃるかということでございますが、グラフが2つありますけれども、左側がPFI導入時点においてどのような効果を期待していましたかということを示したもので、右側が期間満了時点における評価ということで、実際に効果はありましたかということをお願いいたします。

青い部分が、効果があったという肯定的な意見になりますけれども、左右で青の部分はほぼ同じ量になっておりますので、基本的には期待された効果はしっかり発現できているなという印象でございます。

ただ、縦軸にいろいろな項目がありますが、皆さん期待されていたのは財政負担の縮減ということでして、これはほとんどの事業で期待されているのですが、ほかの事業は結構

低目になっているので、財政負担の軽減だけではなくて、もうちょっとほかのPFIの効用についてもしっかり意識していただく必要があるのではないかと、事業推進部会の中では議論させていただいたところでございます。

続きまして、11ページは、事業期間中に発生した問題についてでございますが、緑の部分が問題がないということで、左側の白い部分が問題があったということなわけですけれども、結論としては、余り問題を感じていないところが多かったと。ただ、これは今、アンケートを行ったので、事業終盤に担当している方が答えているということなので、実際には事業中はもうちょっといろいろあったのではないかと考えておりますので、後で説明しますが、今後ヒアリングを行っていくので、その中でこの辺はしっかりフォローアップをしていきたいと感じているところでございます。

続きまして、19ページは、次期事業の事業手法ということでございます。要するに、PFIが終わった後、次は何でやったのか。包括委託なのか従来型なのかPFIなのかということ聞いております。

カラフルで恐縮なのですが、主要のものを言うと、一番左の青がPFI手法、左から2番目の赤色が指定管理者制度、紫が従来方式、この3つが比較的多いのですが、事業によって、かなり差異が出ている。

左側に色の点線で囲ってあるものは特徴があるのかなということですが、学校等であれば従来方式に戻っているものが多い。青い点線で囲んでいる教育・文化関連施設などは、指定管理者制度が多い。オレンジの点線で囲っている福祉施設等だと半分はPFIだということで、事業によって差異が出てくるのかなというところを感じておまして、この辺、どういった事業でどういう条件であれば、2期目はどのような事業になっていくのかというのがある程度、類型化等できれば、また皆さん、2期目を考える際の助けになるのではないかと考えておりますので、今後、そういったことにも着目しながらヒアリングをやっていきたいと思っております。

アンケート結果は以上で、22ページに、今後やっていくヒアリングの方針を書いておりますが、今回アンケートをやりましたので、その中から典型的な例を選んで、今後、10事業程度を対象に、まずはヒアリングをやっていきたいと思っております。

ヒアリング項目は、先ほど御説明した3つの項目を中心にやっていって、アウトプットとしては、聞いた話で有益なものは速やかにホームページや資料で事例紹介して、水平展開していくとともに、得られた知見の中で標準化等できて、各施策に反映できるものは、またしっかりアクションプラン等へ反映していきたいということで、そういう趣旨でヒアリングを実施していきたいと考えております。

以上が期間満了PFI事業の検証の状況の報告でございます。

この議案に関する私からの説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの議案2、3についての御質問、御意見がございましたらお受けし

たいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 ただいまの19ページはどう解釈するのかなと思って、箱物が多いので、PFIをやっている間に大体建設費用は回収したので、あとはメンテナンスだけですから、従来型でも指定管理者でもいいですよというのは、ある意味、予定どおりだったと理解するのか。

ただ、学校・研究機関関係が直営に戻っているのも、やはり現場で評判が悪かったのか、揺り戻しがあったのか、このあたりはどのような背景があるのかということは見たほうがいいのかと思ったのです。

福祉施設は4件しかないのも何とも言えないのですけれども、福祉施設のほうは課題が多かった。12ページを見るといろいろと課題が挙げられていたのですけれども、その割には結局PFIか、その他というのはよくわからないのですけれども、直営に戻していないということになるので、このあたりは、何かPFIでやらざるを得ない理由があるのかなと思ったのです。

このあたりを分析していたら教えていただきたいし、分析されたほうがいいのかと思いました。

それから、これも細かい話になってしまうのですけれども、9ページの期待と実現値の話ですが、このアンケートを聞いた時点で聞いている話なので、PFI導入時点における期待というのは、その導入したときに聞いているわけではなくて、今、聞いて振り返りですよ。なので、①と②が一致するのはある意味当たり前で、多分、導入したときに何を期待しているか、自分たちも覚えていないだろうし、結果を見て、そんなことを思っていたかみたいところがなきにしもあらずなので、振り返りでの期待なので、同じなのはそんなにびっくりするほどのことではないのかなと思います。

ただ、ほとんど箱物なので、細かくし過ぎるのは問題があるかもしれませんが、事業分野の種類ごとにどう違ったのかを見る価値はあるのかもしれないと思いました。

以上です。

○石原委員長 いかがでございましょうか。

それと、せっかくですので、今回は反対側、民間側のヒアリングを実施するとありますけれども、これは答えがいろいろ違ってくと思うので、あわせて。

○宇根企画官 わかりました。

佐藤委員から言われた19ページの件で、分析をしていたらということですが、我々も得ているデータは、この結果以外はないので、分析というものはなくて想像しかないのですけれども、福祉施設とかだと、運営の中でやっていく中で、民間が工夫していく余地が大きいのかなと思っていて、そういったものは引き続きPFIになっていて、先ほどおっしゃったとおり、箱物の整備みたいなもので、あとは普通の管理、掃除みたいなものに移ってしまうような学校施設といったものは、従来型に戻っているのかなという印象を受けている

ところです。

ただ、裏づけがあるわけではないので、今後ヒアリングしていく中で、しっかり皆さんに提示できるように、分析していきたいと思っております。

9ページの効果の期待の部分は、御指摘の部分もあると思っておりますので、人にお見せする際にはよく意識しながら御説明させていただくようにします。

以上でございます。

○石原委員長 どうぞ。

○上村委員 私は、9ページの事業効果についてのところで、財政負担の縮減に対する期待が多くて、また、終了時点、満了時点においても評価が高いというのもとてもよかったと思っています。これは先ほど申しましたように、それこそ地方自治体の住民の方々には、こういうことの導入が財政負担を減らし、その分何に回っているかは別にいたしまして、財政をいかに規律していくかということがPPP/PFIの大きな柱です。ここが期待どおりだったということは、むしろ非常に誇るといえるか、非常によかったと、この結果を見て思っております。

先ほど、ここだけが大きかったのは、現在より違ったとおっしゃったけれども、私はむしろこの評価が高いのが大きいのがすごいなと思います。

それから、19ページの読み方はちょっと難しいですね。というのは、まだ初期のころのPFIですし、どのような手法を使ったかとか、どのようなやり方であったかというのもPFIという一言で言えないやり方でそれぞれの方がやっていたらしゃるので、読み方は難しいです。ただ、財政負担の縮減が出ているのだから、ある程度、指定管理者とか包括的民間委託だとかいうのも入れてPFIと言っているのかもしれませんが、むしろ、これも含めてPFIだということですから、次回も結構多かったと見るべきではないでしょうか。

だから、今は色分けしておられますけれども、指定管理も包括的民間委託もPFI手法という色にしてみたら、割合はかなり変わると思います。

○宇根企画官 御意見ありがとうございます。

まず、19ページの件については、我々も想像でしかないのですが、初期のころは、改築とか大きなものも含んでいて、2期目はそもそも管理だけに移っていると、そういった条件の違っているものも多いと思うので、必ずしもPFIでずっと続けていくことが正しいというものではないと思うので、その辺はヒアリング等を行って、分析して、しっかり提示していけるようにしていきたいと思っております。

あと、9ページ目の説明、効果のところでは財政負担の縮減が出ているというところについては、私がその部分をすっ飛ばした説明になっていたのも、それは十分意識して、今後御説明させていただくように改めたいと思っております。

ありがとうございました。

○石原委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○佐藤委員 今の話で、19ページにこだわって申しわけないのですけれども、財政負担の軽減とか財政負担の平準化という観点から見れば、御指摘のとおり箱物をつくりました、建設費用を回収しましたと。これでいいと思うのです。終わった後は普通の管理運営なのだから、直営だろうと指定管理だろうと何だろうと同じだといえはそのとおりだと思うのです。

もう一方で、PFIはサービスの質の向上とか運営面での民間の知見の活用という部分に価値を見出すということであると、ちょっと違うのかなと。

多分、初期のPFIなので、そこまでのものではなかったのだと。運営のところには知恵を働かせるほどのものではないということであれば別にいいのですけれども、もしかしたら現場のほうで、財政の平準化のためにPFIをやっているのだから、資金を回収したからもういいや、直営に戻しますと。余りサービスの質の向上というマインドがないのだとしたら、PFIの活用方法としてどうなのかなというのは出てくると思います。

多分、これは初期なので、前者の話のほうが多いのかもしれないですが、これからは違ってくると思うのです。運営面においても、民間の知見を生かすのだというPFIのスタイルであるということであると、必ずしもPFIという言葉を使わなくても、指定管理でも包括委託でもいいのしょうけれども、民間の知見を生かしていくことは、そのまま続けるべきだという話になってくると思います。

○石原委員長 どうぞ。

○石川審議官 どうして建設事業は終了したのに、またPFIでやっているのだらうと思いついて調べましたら、大阪府八尾市に八尾市民病院というものがあって、そこはもう物はできています。ただ、お医者さんとか看護師さんでなければできない仕事以外の仕事は全部SPCにやらせているのです。

例えば薬剤の調達とか、建物の維持管理とか保全は当然のこととしてやるのですけれども、資機材の調達や食事の提供といったことも全部やらせていて、非常に来院数も多いということで、八尾市としては非常にうまくいったということで、今度は建設・改修とかはないのだけれども、引き続きPFIでやろうということでやったそうです。

PFIでやったらよかったなと思ったら、そのままPFIで業者は変えてやりませし、指定管理ももう少し調べなければいけませんけれども、ある程度、指定管理もいろいろと民間が工夫しようと思えばできるような発注をすればできるようになっていますし、場合によっては仕様発注で、ほとんど民間の工夫が発揮されない、単に仕様どおり管理しておけというものであればそれでいいのかという気もしますし、もう少し個別のヒアリングなどを通じて、掘り下げていきたいとします。八尾市民病院のようなケースは、非常に示唆的だと思いました。

○石原委員長 どうぞ。

○柳川委員 今、審議官がおっしゃったとおりだと思うので、19ページの話は皆さんいろいろ議論が出ているみたいなので、せっかくこういうアンケートをしているので、ここか

らかなり情報が読み取れるのだと思うのです。今後に結びつけていく情報がいろいろ得られると思うので、ぜひヒアリング等をしていただければ。

逆に言うと、この図だけ出てしまうと、大分皆さんに誤解を与えるかなと。PFIはだめだと思ったので、もとに戻しましたということをおもひながら言っているかのように見えてしまうのは、恐らく実態として違うので、この図だけ出てしまうのはちょっとミスリードを呼んでしまう危険性が高いかなという気はしましたので、そのあたりの取り扱いは御検討いただければと思います。

一つはいろいろ事情もあるということと、次期事業ということの意味ですよね。全く同じことを次でやるとしたら、何でやりますかと聞いたときに、PFIを選ばなかったという話では多分ないと思うのです。ただ、次期事業と書いてあって、こうやって聞いていると、次もPFIを使いますかという話を聞いていて、実際、使わなかったという話に見えていますのは誤解ではないかと思えます。

それから、簡易化マニュアルのところはとてもまとめていただいて、私はこういうことを積み重ねていくことが、先ほど不慣れという話が出ましたけれども、なれている、なれていないということだけではなくて、やはり手間がかかるというところをいかに手間がかからない形にしていくかというところだと思うので、このようにまとめて、マニュアルをつくっていただいたことは、非常に意義のあることだと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○北詰委員 私はどちらかという部会側の人間なのですが、2つほどございまして、1つ目は簡易化マニュアルの7ページは、内部での議論で私がこだわって申し上げたことを改めて申し上げると、あくまでも導入可能性調査段階の負担軽減としてバリュー・フォー・マネーの計算はこういう簡単な方法がありますと。ただ、実際に幾つかの段階でバリュー・フォー・マネーを計算する段階があるわけですが、そこではちゃんと計算して、それを使ってちゃんと事業を進め、かつ運営をするときのマネジメントのツールとして使ってくださいというところなのだということころは、誤解のないように整理しておきたいというのが1点目でございます。

2点目は、先ほど来ずっとある19ページの次期事業の話ですけれども、同様に、ロジックのつくり方として、次期事業の選定プロセスと、それまでのモニタリングの結果の連動をもうちょっと明示した形で将来アウトプットできないかなと。

要は、今まで皆さんに御議論いただいたように、別にPFI手法を続けることがいいことかどうかはわからないわけで、どちらかという、最もいい方法を選んだからよいのですね。それを判断する方法は、多分、モニタリングだとか何とかで、ちゃんと発注者側がこの事業に対する事業形態や運営がうまくいったということをおまじに評価したから、正しく次期事業の様式を決定できたわけでありまして。それが本来のプロセスですので、我々学者側の

役割かもしれませんが、こういうタイプのこういう条件の事業であれば、次期事業はこうあるべきだというのが最初にあって、それに基づいて、そのとおりに判断した事業はちゃんとこういうモニタリングをしたから正しかった。でも、あるべき次期事業の手法選択と違う選択をしてしまった事業の場合は、実はこういうモニタリングだとかそういうところに問題があったから、望ましくない選択をしたのかもしれないというロジックに理想はしたいのです。それに近づくような分析結果だとか分析プロセスが出るといいかなと今は思っております。

これはお願いでもあるし、どちらかというところと研究者側の仕事かもしれないので、それぞれ頑張りましょうという意味で申し上げます。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

発表の中身というか仕方といいますか、幾つかコメントがございましたように、そこら辺も注意しながら公表するということになろうかと思えます。

どうぞ。

○上村委員 一つだけ。

簡易マニュアルのところなのですけれども、これはこれで確におっしゃるように導入可能性調査なども非常に大事なことで、これでよくできていると思えます。

その次の簡易な導入ができるという意味においては、自治体の方々がどういうところに煩雑さを感じていらっしゃるのか、次なる手続の簡易さ、私は恐らく期間がかかるのが業者選定だとか入札だとかというあたりのところで結構時間をとったりするのが煩雑というか、手間がかかるところではないかと思うのですけれども、それも含めて聞いていただきまして、これはこれで導入調査としてできました。第2弾の簡易化ということについては、何か考えていらっしゃいますか。

○宇根企画官 今のところ、まだそこは焦点は絞れていないですが、このマニュアルはことしの2月に公表したところがございますので、例年やっているとおりに、ことしも自治体にアンケートなどをやっていきますので、その中で、次の焦点としてどこを選ぶべきかはアンケートで聞いて、またそのデータも用いながら、部会の先生方と相談していきたいと思っております。

○根本委員長代理 今の点は、もともと優先的検討規程をつくらうではないかということで、いろいろおすすをすると、反論として出てくるのが、優先的にやろうとしても、導入可能性調査に予算が必要である、そこでとまってしまうのだと。その結果、規程そのものをつくれないう話になってしまっていて、本末転倒なのですけれども、そうであれば、導入可能性調査を外部委託しないで、予算化していなくてもできるような道をつくるべきではないかということからスタートしているので、やや全体の簡易化の流れの中のごく一部しかカバーし切れていないというのは、御指摘のとおりだと思いますので、事務

局とも相談して、また考えたいと思います。

あと、皆さんの御意見を承りながら感じたのですが、2点ありまして、一つは、次期事業に関して言うと、指定管理者が多いというのは、指定管理者は行政処分なので、旧PFI事業者をそのまま指定することができる。PFIでやると再度公募しなければいけないということがありまして、これは制度によってアンバランスがあるということです。なので、例えば継続する場合は、PFIでも公募を外すみたいな政策の変更を検討していかないといけないだろうなと思います。それが1点です。政策的な示唆の話です。

もう一つは、この検証は国としてマクロの検証をしているのですが、個々の管理者が自分のところの事業はどうだったのかということをしかりと検証して、公開していくということがすごく大事で、今、余りそうになっていない。ごく一部に詳細な報告書を出したりして、それは非常に参考になるのですがけれども、そのフォーマティングというのをやらないといけないかなと。義務づけるなどという仰々しい話ではなくて、こういう形で記録をしていけば、しかりと簡単に検証ができるというガイドをつくる。それを満了する手前で大急ぎでやるのではなくて、毎年毎年やっていくという形でパターン化していけば、全く何のコスト増にもならないかなと。そういう視点を常に持ち続けるので、担当が変わっても同じ視点で管理できるということで、自治体の場合は、一般的には事務事業評価を全事業についてやっているのだから、それと観点が多少変わるぐらいの話で、そんなに抵抗感はないかなと思っていて、検証の次に出てくるのは、マイクロベースの検証を簡単にできるような方法を提示してあげるといったことではないかと思っています。

○石原委員長 ありがとうございます。

いずれにしろ、終了したものがどんどんふえてくるにつれて、データがふえてくるでしょうから、今のお話のような形での精緻化ということもあろうかと思っています。

以上、2と3の質疑はこの辺でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事4になりますが、推進委員会、計画部会、事業推進部会の今後の進め方につきまして、事務局から説明をお願いします。

○宇根企画官 資料4というA4横のカラフルな表になります。

一番上が本委員会で、下2つが計画部会、事業推進部会となっております。次期アクションプランの改定に向けた審議スケジュールの案を示させていただいております。

今期については、レビューを行いましたし、あとは法改正もありましたので、ガイドラインの改定等がありまして、9月ぐらいから議論をさせていただいたところですが、来期については、11月ぐらいまでにPPP/PFIの実施状況等を我々のほうで取りまとめさせていただいて、そこで本委員会に説明させていただいて、アクションプラン改定に向けての進め方の方針について御示唆をいただいた上で、その内容を計画部会のほうで議論させていただいて、ことしと同様に、また次の5月にアクションプランの案について審議させていただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

事業推進部会につきましては、アクションプランの中で個別の課題がありますので、今

ここで示しているのは期間満了事業の検証と優先的検討ですけれども、必要に応じて、随時、事業推進部会で個別の施策のブラッシュアップについて議論させていただきたいと思っております。

現時点の案でございますので、また部会長や委員長とお話しして変わることはあると思いますが、とりあえずはこういう形で、来期は検討を進めさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

以上、今後の進め方につきまして、何かございますでしょうか。

それでは、今回、部会の皆様に精力的に作業をお願いいたしまして、こういう形でまとまってきたのかなと思っております。改めて、感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事はこれまでとさせていただきます、最後に石川審議官より御挨拶をお願いいたします。

○石川審議官 本日はありがとうございます。

本日も、熱心に御議論いただきまして、皆様ありがとうございます。石原委員長、ありがとうございます。

皆様の御尽力によりまして、アクションプラン令和元年改定版の委員会案をほぼ取りまとめることができましたと思います。

本日の御議論を踏まえて、必要な修正をさせていただいた上で、来月開催見込みの閣僚級のPFI推進会議で決定いたしまして、関係省庁は、この方針に沿って動くこととなります。

時間の制約がありまして、本日御説明はできなかったのですが、参考資料5というものがあまして、地方公共団体における優先的検討等の実施見込みに関するアンケート調査についてというものがございます。

これは、内閣府と総務省が共同で自治体に行ったアンケートでございます。まず、優先的検討規程を有している自治体は177ございます。持っていない、それ以外が1,611自治体あります。それぞれに対して、今後5年間で実施する予定の公共建築物やプラントで一定額以上のものはどのくらいありますかということ聞いたものであります。

90%以上の高い回答率でございます。まず、優先的検討規程を持っている177については、令和元年度、今年度だけでも74件ある。それ以外の1,611自治体からは、全部合わせると731件ということで、合計すると、今年度、令和元年度だけでも新設、大規模修繕、更新が予定されている事業は約800件、分母が800ということのようです。これが全てが全てPFIになじむか、民間企業の知恵が生きるかは別でございますけれども、平成29年度の自治体発注PFI事業はコンセッションを含めても45件ということで、かなり普及しているとは言えない。むしろ伸びしろがあると思えます。

経済財政諮問会議、未来投資会議、行政改革推進会議などでも、PPP/PFIはさらに推進すべき、そのための制度改正、環境整備をすべきとハッパをかけられております。PFI法に基

づく組織でありますPFI委員会にかかる期待は大変大きいものがあると感じております。

本日、取りまとめでいただきましたアクションプラン案の中にも、まだ今後検討を要する課題も幾つかございます。今回のアクションプランの改定後も、内閣府及び関係省庁で検討を進めさせていただきますが、委員の皆様におかれましても、PPP/PFIを一層普及させて、地方創生、財政健全化、経済活性化につなげていけるよう、引き続き御指導、御協力をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○坂本参事官 最後に、事務局より連絡事項をお伝えさせていただきます。

アクションプランの改定の今後の手続についてですが、本日の議論を踏まえ、委員長に相談の上、必要に応じて案を修正させていただきますして、民間資金等活用事業推進会議に報告をさせていただきます。

例年どおりですと6月に正式に改定版が決定、公表される見込みです。

次回の委員会の時期ですが、PPP/PFI事業の実施状況の御報告等を行うため、11月ごろの開催を予定しております。時期が決まりましたら、日程調整の御連絡をさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。